178　モワット・ウィルソン症候群

○　概要

１．概要

　モワット・ウィルソン（Mowat-Wilson）症候群は、特徴的顔貌、重度から中等度の知的障害と小頭症を３主徴とする先天異常症候群である。転写因子である*ZEB2*（別名、*ZFHX1B*、*SIP1*）遺伝子の片側のアリルの機能喪失型変異で発症する。通常、発語は見られず、歩行開始も３歳以降である。てんかん、巨大結腸症、先天性心疾患などの合併が見られる。食事、排せつなど日常生活の介護が終身必要である。

２．原因

　両親から受け継いだ２個の*ZEB2*遺伝子の中の１個の機能が喪失して（機能喪失型変異）発症する。*ZEB2*遺伝子変異によって脳神経細胞と神経堤細胞の機能に異常をきたすが、その詳細な病態は不明である。

３．症状

　特徴的顔貌（内側部が濃い眉毛、吊り上った耳たぶ、尖った顎）は100％、重度から中等度の知的障害は100％、小頭症が約80％の患者に見られる。さらに、てんかんは約70％、先天性心疾患、巨大結腸症（ヒルシュスプルング病）、停留精巣や尿道下裂などの腎・泌尿生殖器の奇形と脳梁の形成異常が約半数の患者に見られる。

４．治療法

　現時点では根本的な治療法はない。先天性心疾患、巨大結腸症、尿道下裂などの先天奇形は外科的に治療を行う。バルプロ酸ナトリウムは約半数のてんかんに有効である。幼少期からの積極的な療育や訓練で身振りや指さしでのコミュニケーションが向上する場合もある。

５．予後

　先天性心疾患などの内部奇形に対する根治的な治療がなされれば生命予後は比較的良好であると考えられる。平均寿命は不明である。

○　要件の判定に必要な事項

1. 患者数

約1,000人

1. 発病の機構

未解明（遺伝子異常によるとされるが詳細な病態は未解明。）

1. 効果的な治療方法

未確立（対症療法のみである。）

1. 長期の療養

必要（多くの症状が継続する。）

1. 診断基準

あり（研究班作成の診断基準あり。）

1. 重症度分類

１）～３）のいずれかに該当する者を対象とする。

１）難治性てんかんの場合。

２）先天性心疾患があり、中等症以上に該当する場合。

３）気管切開、非経口的栄養摂取（経管栄養、中心静脈栄養など）、人工呼吸器使用の場合。

○　情報提供元

｢Mowat-Wilson症候群の臨床診断の確立と疾患発症頻度の調査｣

｢Mowat-Wilson症候群の診断法の確立と成長発達に伴う問題点とその対策に関する研究｣

研究代表者　愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所　副所長兼遺伝学部長　若松延昭

＜診断基準＞

モワット・ウィルソン症候群の診断基準

Definite、Probableを対象とする。

Ａ．症状

Major Criteria

1. 重度（中等度）精神運動発達遅滞（必須）
2. 特徴的な顔貌（必須）：下記の３項目の内の２項目以上

ア）特徴的耳介形態（前向きに持ち上がった耳たぶ。中央が陥凹した耳たぶ）

イ）特徴的眼周囲所見（眼間開離、内側が濃い眉毛）

ウ）特徴的頭部形態（細長い顔、尖ったあご、目立つ鼻柱）

1. 小頭症

Minor Criteria

1. 巨大結腸症（ヒルシュスプルング病）、難治性便秘
2. 細長い手指と四肢
3. 成長障害
4. 脳梁形成異常
5. 先天性心疾患
6. てんかん
7. 腎泌尿器奇形

参考所見

1. 中耳炎
2. 側弯症

Ｂ．検査所見

1. 血液・生化学的検査所見：異常なし。
2. 画像検査所見：脳MRIで約半数の患者に脳梁の形成異常が見られる。
3. 生理学的所見：報告なし。
4. 病理所見：報告なし。
5. 知能検査（IQ、DQ）：重度あるいは中等度知的障害。

Ｃ．鑑別診断

以下の疾患を鑑別する。

１）ゴールドバーグ・シュプリンツェン巨大結腸（Goldberg-Shprintzen megacolon）症候群：常染色体劣性の疾患であり、病因遺伝子は10q22.1に局在する*KIAA1279*遺伝子である。

２）アンジェルマン（Angelman）症候群、1p36欠失症候群、ルビンスタイン・ティビ（Rubinstein-Taybi）症候群：これらの疾患は、精神遅滞が重度で言葉がなく、下顎が目立ち、歩容(不安定な歩き方）の点でモワット・ウィルソン症候群に類似している。しかし、モワット・ウィルソン症候群とは特徴的顔貌の有無で容易に鑑別できる。

Ｄ．遺伝学的検査

1. 片方の*ZEB2*（別名、*ZFHX1B*、*SIP1*）遺伝子に機能消失性変異（欠失、ナンセンス変異、フレームシフト変異）が同定されれば、確定診断とする。

＜診断のカテゴリー＞（Major Criteriaの１と２の２項目は、全症例に認められる。）

Definite：Major Criteriaのうち３項目、あるいは、Major Criteriaのうち２項目とMinor Criteria３項目以上を満たし、Cを除外し、Dを満たすもの。

Probable：Major Criteriaのうち３項目、あるいは、Major Criteriaのうち２項目とMinor Criteria３項目以上を満たし、Cを除外したもの。

Possible：Major Criteriaのうち２項目とMinor Criteria２項目以下を満たすもの。

＜重症度分類＞

１）～３）のいずれかに該当する者を対象とする。

１）難治性てんかんの場合：主な抗てんかん薬２～３種類以上の単剤あるいは多剤併用で、かつ十分量で、２年以上治療しても、発作が１年以上抑制されず日常生活に支障をきたす状態（日本神経学会による定義）。

２）先天性心疾患があり、NYHA分類でII度以上に該当する場合。

**NYHA分類**

|  |  |
| --- | --- |
| I度 | 心疾患はあるが身体活動に制限はない。  日常的な身体活動では疲労、動悸、呼吸困難、失神あるいは  狭心痛（胸痛）を生じない。 |
| II度 | 軽度から中等度の身体活動の制限がある。安静時又は軽労作時には無症状。  日常労作のうち、比較的強い労作（例えば、階段上昇、坂道歩行など）で疲労、動悸、呼吸困難、失神あるいは狭心痛（胸痛）を生ずる。 |
| III度 | 高度の身体活動の制限がある。安静時には無症状。  日常労作のうち、軽労作（例えば、平地歩行など）で疲労、動悸、呼吸困難、失神あるいは狭心痛（胸痛）を生ずる。 |
| IV度 | 心疾患のためいかなる身体活動も制限される。  心不全症状や狭心痛（胸痛）が安静時にも存在する。  わずかな身体活動でこれらが増悪する。 |

**NYHA: New York Heart Association**

**NYHA分類については、以下の指標を参考に判断することとする。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NYHA分類 | 身体活動能力  （Specific Activity Scale; SAS） | 最大酸素摂取量  （peakVO2） |
| I | ６METs以上 | 基準値の80％以上 |
| II | 3.5～5.9METs | 基準値の60～80％ |
| III | ２～3.4METs | 基準値の40～60％ |
| IV | １～1.9METs以下 | 施行不能あるいは  基準値の40％未満 |

※NYHA分類に厳密に対応するSASはないが、

「室内歩行２METs、通常歩行3.5METs、ラジオ体操・ストレッチ体操４METs、速歩５～６METs、階段６～７METs」をおおよその目安として分類した。

３）気管切開、非経口的栄養摂取（経管栄養、中心静脈栄養など）、人工呼吸器使用の場合。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

１．病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。

２．治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態であって、直近６か月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。

３．なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要なものについては、医療費助成の対象とする。